



広交規第 374 号

平成21年6月26日

社団法人広島県身体障害者団体連合会

会長 鎌刈拓也 様

広島県警察本部

交通部交通規制課長

駐車禁止除外指定車標章制度における交付基準の変更について（依頼）

駐車禁止除外指定車標章制度につきましては、広島県道路交通法施行細則の一部を改正し、平成21年7月1日から交付基準が、次のとおり変更されることとなりました。

つきましては、御多用とは存じますが、その内容等について関係する各支部・団体等に周知していただくようお願い申し上げます。

### 1 変更内容

障 害 種 別	改正の交付基準	現行の交付基準
下肢不自由	1級から4級 までの各級	1級から3級の1 までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害	1級から4級 までの各級	1級から2級 までの各級

### 2 受付開始日

上記新基準による受付は、平成21年7月1日からとなります。

### 3 問い合わせ先

下記担当又は最寄りの警察署交通課へお問い合わせください。

担当

交通部交通規制課 保管場所管理係

228-0110（内線705-426）